

岩手県告示第231号

県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号。以下「条例」という。）第23条第2項の規定により、岩手県営運動公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成30年3月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1に掲げる額（附属の施設又は設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）
- 2 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合にあっては、表3に掲げる額
- 3 利用料金の適用年月日

平成30年4月1日

表1 施設の利用料金

| 公園施設名 | 使用の区分 | 単位 | 利用料金 | |
|-----------|--|-----------------------|--|-------------|
| | | | 一般 | 学生及び生徒 |
| 陸上競技場 | 貸切使用の場合は 入場料、会費又はこれらに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合 | 1日までごとに | 円 55,900 | 円 18,890 |
| | | 半日までごとに | 午前 19,890 | 6,820 |
| | | | 午後 36,000 | 12,070 |
| | | 1日までごとに | 18,890 | 9,500 |
| | | 半日までごとに | 午前 6,820 | 3,460 |
| | 個人使用の場合 | | 午後 12,070 | 6,030 |
| | 1人1時間までごとに | 普通使用（1回につき） 100 | 50 | |
| | | 回数使用（11回につき） 1,000 | 500 | |
| 補助競技場 | 貸切使用の場合 | 1時間までごとに | 460 | 210 |
| | | | | |
| 野球場 | 貸切使用の場合 | 1時間までごとに | 平日（1月4日から7月20日まで及び9月1日から12月28日までの期間において午前7時から午後0時までの間に競技会以外に使用する場合を除く。）及び休日 普通使用（1回につき） | 610 |
| | | | 平日（7月21日から8月31日までの期間を除く。）の午前7時から午後0時まで（競技会に使用する場合を除く。） | 310 |
| | | | 回数使用（11回につき） 6,100 | 3,100 |
| サッカーラグビー場 | 第1グラウンド 入場料等を徴収する場合 | 1日までごとに | 45,880 | 17,880 |
| | | 1時間までごとに | 普通使用（1回につき） 2,160 | 1,080 |
| | | | 回数使用（11回につき） 21,600 | 10,800 |
| | 第2グラウンド 入場料等を徴収する場合 | 1時間までごとに | 普通使用（1回につき） 1,080 | 540 |
| | | | 回数使用（11回につき） 10,800 | 5,400 |
| | | 1日までごとに | 10,190 | 4,130 |

| | | | | | | |
|-------------|--------------|-------------------|--------------|---|-------|-------|
| ラウンド | 入場料等を徴収しない場合 | 1時間までごとに 1面ごとに | 普通使用（1回につき） | 平日（1月4日から7月20日まで及び9月1日から12月28日までの期間において午前7時から午後0時までの間に競技会以外に使用する場合を除く。）及び休日 | 480 | 250 |
| | | | | 平日（7月21日から8月31日までの期間を除く。）の午前7時から午後0時まで（競技会に使用する場合を除く。） | 250 | 120 |
| | | | | 回数使用（11回につき） | 4,800 | 2,500 |
| | | 1時間までごとに 半面ごとに | 普通使用（1回につき） | 平日（1月4日から7月20日まで及び9月1日から12月28日までの期間において午前7時から午後0時までの間に競技会以外に使用する場合を除く。）及び休日 | 250 | 120 |
| | | | | 平日（7月21日から8月31日までの期間を除く。）の午前7時から午後0時まで（競技会に使用する場合を除く。） | 120 | 60 |
| | | | | 回数使用（11回につき） | 2,500 | 1,200 |
| 入場料等を徴収する場合 | | 1日までごとに1面ごとに | | | 7,200 | 3,800 |
| テニスコート | 入場料等を徴収しない場合 | 1時間までごとに 1面ごとに | 普通使用（1回につき） | 平日（午前7時から午前9時までの間に競技会以外に使用する場合を除く。）及び休日 | 620 | 310 |
| | | | | 平日の午前7時から午前9時まで（競技会に使用する場合を除く。） | 310 | 150 |
| | | | | 回数使用（11回につき） | 6,200 | 3,100 |
| 登はん競技場 | | 1時間までごとに | 普通使用（1回につき） | | 210 | 100 |
| | | 1面ごとに | 回数使用（11回につき） | | 2,100 | 1,000 |

備考 「平日」とは、休日以外の日をいい、「休日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。

表2 附属の施設又は設備の利用料金

| 区分 | | 単位 | 利用料金 |
|-----|-------|---------|------------|
| 拡声機 | 陸上競技場 | 半日までごとに | 円 4,800 |

| | | | |
|--------|--------------------------|---------------|-------|
| | 補助競技場、サッカー・ラグビー場及びテニスコート | 半日までごとに | 950 |
| 審判用具 | | 1式につき | 1,740 |
| 陸上競技用具 | 鋼製巻尺（20メートル） | 1日までごとに1個ごとに | 40 |
| | 鋼製巻尺（50メートル） | 1日までごとに1個ごとに | 70 |
| | 鋼製巻尺（100メートル） | 1日までごとに1個ごとに | 100 |
| | 走高跳び用高度計 | 1日までごとに1本ごとに | 80 |
| | 棒高跳び用高度計 | 1日までごとに1本ごとに | 170 |
| | ストップウォッチ（100分の1） | 1日までごとに1個ごとに | 40 |
| | ストップウォッチ（5分の1） | 1日までごとに1個ごとに | 30 |
| | ストップウォッチ（ラップ用） | 1日までごとに1個ごとに | 60 |
| | マラソン用親時計 | 1日までごとに1個ごとに | 350 |
| | 手旗（赤及び白） | 1日までごとに1組ごとに | 20 |
| | バトン | 1日までごとに1本ごとに | 20 |
| | ポール | 1日までごとに1本ごとに | 90 |
| | 抽せん器 | 1日までごとに1組ごとに | 30 |
| | 地（砂）ならし器 | 1日までごとに1個ごとに | 60 |
| | ライン引器 | 1日までごとに1個ごとに | 40 |
| | やり（男子用） | 1日までごとに1本ごとに | 50 |
| | やり（女子用） | 1日までごとに1本ごとに | 50 |
| | 円盤（男子用） | 1日までごとに1個ごとに | 40 |
| | 円盤（ジュニア用） | 1日までごとに1個ごとに | 40 |
| | 円盤（女子用） | 1日までごとに1個ごとに | 40 |
| | 砲丸（7,257グラム） | 1日までごとに1個ごとに | 40 |
| | 砲丸（5,443グラム） | 1日までごとに1個ごとに | 40 |
| | 砲丸（4,000グラム） | 1日までごとに1個ごとに | 40 |
| | 砲丸（2,721グラム） | 1日までごとに1個ごとに | 40 |
| | ハンマー（7,257グラム） | 1日までごとに1個ごとに | 50 |
| | ハンマー（5,443グラム） | 1日までごとに1個ごとに | 50 |
| | 投てき距離標識 | 1日までごとに1組ごとに | 310 |
| | 表彰台 | 1日までごとに1式ごとに | 110 |
| | ハードル運搬車 | 1日までごとに1台ごとに | 230 |
| | コースナンバー標識 | 1日までごとに1個ごとに | 40 |
| | 走幅跳び及び三段跳び距離表示器 | 1日までごとに1組ごとに | 140 |
| | フィールド試技順序表示器 | 1日までごとに1組ごとに | 160 |
| | 電光式表示器 | 1時間までごとに1台ごとに | 350 |
| | 風速計 | 1日までごとに1台ごとに | 70 |
| | スタートティングブロック | 1日までごとに1台ごとに | 50 |
| | 角度表示器 | 1日までごとに1個ごとに | 30 |
| | 距離測定器 | 1日までごとに1個ごとに | 340 |

| | | |
|-------------------------------|-----------------|--------|
| 投てき用角度表示器 | 1日までごとに1個ごとに | 30 |
| ハードル | 1日までごとに1個ごとに | 50 |
| バー（跳躍用） | 1日までごとに1本ごとに | 40 |
| 棒高跳び用マット | 1日までごとに1式ごとに | 350 |
| 走高跳び用マット | 1日までごとに1式ごとに | 170 |
| 走高跳び用支柱及びバー止め | 1日までごとに1式ごとに | 100 |
| 棒高跳び用支柱及びバー止め | 1日までごとに1式ごとに | 300 |
| 3,000メートル障害器 | 1日までごとに1式ごとに | 110 |
| 踏切板標識 | 1日までごとに1個ごとに | 30 |
| マラソン距離標識 | 1日までごとに1式ごとに | 170 |
| ビデオカメラ装置 | 1日までごとに1式ごとに | 350 |
| トラック競技速報表示器 | 1日までごとに1式ごとに | 350 |
| フィールド成績表示器 | 1日までごとに1式ごとに | 350 |
| 投てき光波距離計 | 1日までごとに1式ごとに | 350 |
| ファールセーブ表示板 | 1日までごとに1式ごとに | 20 |
| ベストエイト表示板 | 1日までごとに1式ごとに | 30 |
| 陸上競技用具の利用料金の合計額が11,510円を超える場合 | | 11,510 |
| テント | 1日までごとに1張につき | 290 |
| ロッカー | 1回につき | 100 |
| 全自動電気計時装置 | 1日までごとに1式につき | 2,230 |
| 温水シャワー | 1回につき | 100 |
| 会議室 | 1時間までごとに | 180 |
| 電気料 | 実費を基準として知事が定める額 | |

表3 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

| 区分 | 単位 | | 利用料金 |
|------------------------|---------------|-----------|------------|
| 行商、募金その他これらに類する行為 | 有料公園施設内における場合 | 1人1日までごとに | 円 1,140 |
| | 有料公園施設外における場合 | 1人1日までごとに | 380 |
| 業として行う写真の撮影 | 1日までごとに1台ごとに | | 110 |
| 興行 | 1日までごとに | | 7,600 |
| 展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催 | 1日までごとに | | 3,800 |